

会計基準のコンバージェンスに向けた国際会計基準審議会（IASB）との 共同プロジェクトの第 8 回会合の概要

１．日時及び場所

（１）日時

2008 年 9 月 8 日（月） 8：30 ～ 17：00

2008 年 9 月 9 日（火） 9：00 ～ 11：15

（２）場所

IASB 会議室（ASBJ 会議室とはテレビ会議システムにて接続）

２．出席者

ASBJ：西川委員長、新井委員、秋葉主席研究員、豊田主任研究員、
板橋専門研究員、石原研究員（IASB 会議室での出席者）

IASB：Tweedie 議長、McGregor 理事、山田理事、Upton ディレクター、
Rees シニアプロジェクトマネジャー、Teixeira ディレクター（アップデート他）、Francis ディレクター（負債と資本、退職後給付、金融商品）、Clark
ディレクター（概念フレームワーク）、各プロジェクトの IASB スタッフ

３．全体のスケジュール

日時	議事
9 月 8 日 8:30－12:15（公開）	1. 個別プロジェクト① ・ 金融商品（現行基準の置換え） IASB/FASB のディスカッション・ペーパー（DP）に対する ASBJ コメント案 ・ 概念フレームワーク（FW） IASB/FASB の公開草案（ED）及び DP に対する ASBJ コメント案
13:00－16:15 （公開）	2. 個別プロジェクト② ・ 退職後給付 IASB の DP に対する ASBJ コメント案 ・ 負債と資本の区分 IASB の DP に対する ASBJ コメント案
16:15－17:00	3. 今後の協力体制について ・ ASBJ/IASB の連携の強化 ・ IASB の DP 及び ED の邦訳に関する問題
9 月 9 日 9:00－11:15	4. IASB の活動のアップデート ・ 8 月公表の作業計画について 5. ASBJ の活動のアップデート ・ 昨年 12 月公表のプロジェクト計画表の進捗状況 ・ IASB の作業計画を踏まえた継続的なコンバージェンスへの取組み

4. 議事内容

(1) 金融商品（現行基準の置換え）

① IASB/FASB の DP に対する ASBJ コメント案の概要

ASBJ 側から、3 月に公表された IASB/FASB の DP「金融商品の財務報告における複雑性の低減」に対する ASBJ のコメント案¹の概要を説明した。

- 現行の金融商品に関する財務報告が複雑であることは、我々も認識しており、無用な複雑性が生じているのであれば、改善し複雑性を低減すべきことは同意する。
- しかし、金融商品を単一の方法で測定しその差額をすべて純利益に含めることは、必ずしも適切であるとは考えず、むしろ、現行の混合測定属性を基礎とした改善が有効であると考えている。また、その単一の方法を公正価値とした場合、その差額を総合的な業績指標である純利益に含めることについては、業績と考えられない要素が入り込む懸念があるとともに、特に市場ベースの情報を入手が困難な商品の公正価値の信頼性は、必ずしも解決されていないため適当ではないと考えている。

② 意見交換の概要

引き続き行われた意見交換では、以下のような議論が行われた。

(a) 測定方法の簡素化について

- ASBJ コメント案の主張は、必ずしも現行の測定規定ではなく、ヘッジ会計の簡素化に集中すべきだとするもの。しかし、DP では、今日の複雑性の問題の根源は、測定方法があり過ぎて、金融商品がどの測定方法も可能であることを述べている。金融商品の財務報告に関して、測定に触れない場合に何が利点として想定されるのか。(IASB)
- コメント案作成の際に関係者からは、金融商品はいろいろな形で使われており、それぞれの活動や実態を反映するならば、測定方法が異なることに意味があるという意見が多かった。また、DP に記載されている、なぜ今大きな改善をすべきかについての理由付けに納得できていない。第 1 章に記載の、測定方法が多数あることから生じる関係者の様々な懸念の一部は同意するが、金融商品の測定が多数あるからとばかりも言えないものも多く含まれていると感じている。(ASBJ)
- 一定の範囲の測定方法があるための混乱がある。異なるアプローチを適切な商品だけに制限することは困難であり混乱する。IASB、FASB のアプローチは、白紙の状態を開始した場合どうしたかである。もし、適切な目標をすぐに達成できないならば、その目標に向かうどのようなステップが適切かを考える。この点を関係者と共有しようとしている。(IASB)
- ASBJ のコメント案では、売却可能投資の区分の削除には同意できないが、何を含めるかは議論の余地があるとしている。売却可能投資に、現在区分されているが、本来は含めるべきでないと考えられるものはどういうものか。(IASB)
- 売却可能投資には多様な性格のものが含まれているが、中身を分析すれば、公正価値で測定して差額を損益にすることがより適当なものがあるかもしれない。また、戦略

¹ 9月19日に、ASBJからIASB宛に当該DPに対するコメントを提出した。

的投資の中で、かなり緊密な関係をもって投資を行う場合には持分法的な会計処理をすることも考えられ、売却可能投資の範囲を純化していくことが考えられる。(ASBJ)

(b) ヘッジ会計の簡素化について

- 利用者はヘッジ会計にさほど関心を持っていない。これまで、IASB も FASB もヘッジ会計の整備に、多大なリソースをかけてきたが、利用者への便益はそれに見合っていない。むしろ、利用者の意見は、金融商品の会計を取り扱うならば、測定を検討すべきとのことであった。(IASB)
- ASBJ のヘッジ会計のコメントで、公正価値ヘッジ会計が行っていることを公正価値オプションにさせてはどうかを 1 つの可能性として触れている。しかし、IASB は、公正価値ヘッジ会計の抱えていた問題が、結局は公正価値オプションを通じて再燃することを危惧している。(IASB)
- 公正価値オプションの自由度を高める方法について、今後何が利点及び欠点になるのかを深く検討すべきであって、全面的によいと考えている訳ではない。公正価値オプションの適用にあたっては、公正価値ヘッジ会計を代替するため、どのような場合でも適用可能にはならず、対象を制限する取扱いが必要となるはずである。(ASBJ)
- SFAS 第 133 号改訂 ED では、部分ヘッジを制限的とすることと有効性要件の緩和には強い相関があり、両方の側面をまとめている。これに対して、ASBJ のコメント案は、有効性要件は緩和すべきとする一方で、部分ヘッジは継続すべきとしている。(IASB)
- 有効性要件を緩和してもよいと考えた理由は、要件の緩和によりヘッジ継続の可能性が高まれば、利用者の混乱が少なくなる利点があること、ヘッジを意図して取引を行っても、要件が厳格なために、ヘッジ会計の適用を諦めるならば、ヘッジ活動が財務諸表に表れないという逆の問題が起こると考えられたためである。(ASBJ)
- 部分ヘッジを極めて制限することと有効性要件の緩和の関係の IASB 側の分析は正しい。一貫していないという指摘も、関係者の意見が異なる結果のコメントと理解してほしい。部分ヘッジは、現在の SFAS 第 133 号の ED に対する関係者からの意見により、最終の SFAS 第 133 号で導入されたと理解しているので、ニーズは今でも小さくないと思う。(ASBJ)

(c) 投資の実態と測定方法について

- 利用者にとって、経営者の視点は重要ではないか。セグメント情報の基準（IFRS 第 8 号）でも、マネジメント・アプローチが導入されており、財務諸表の表示プロジェクトでも、経営者の視点を表示区分の決定に取り入れる方向である。(ASBJ)
- 利用者が経営者の視点に批判的であることは共通している。特に金融商品では、経営者の視点の代わりに、市場で何が発生しているかを知りたいと思っている。(IASB)
- 私たちと話をした大半の利用者は、単一の測定方法をあらゆるタイプの金融商品に適用することが優れた財務報告だと考えている。その際、ASBJ のコメント案にも言及されているとおり、内訳を示すということが重要。どのような内訳表示が適切かについては、この 3～4 年 IASB で検討し、少なくとも 2 つの情報（金利及び減損）が求められることが分かっている。単一の測定方法を公正価値に絞ると、現在、ユーザーが依

存するかなりの情報が失われることが認識されている。このため、周辺的な情報として何を提供する必要があるかと関連付けて議論が行われる必要がある。（IASB）

- 我々の考える金融投資は、企業は保有する金融商品の処分に事業上の制約はないが、それにより新たなキャッシュ・フローを作り出せず、与えられた公正価値等を享受するしかない。逆に、典型的な事業投資には、事業会社の借入金が含まれる。資金は事業に使われているため、自由に返済できない。仮に返済可能でも、社債のように市場がないと元本で返済するしかない。それらは原価評価が理解されやすい。（ASBJ）
- ASBJ では、金融投資、事業投資と、非常にシンプルに分けて、公正価値評価すべきものとすべきでないものを区別する議論に使用している。区分の観点として、経営者の意図以外に、自己創設のれんの存在がある。金融商品であっても、戦略的投資や融資した貸付金は、モニタリングや回収といった追加的なサービスを伴うため、誰が保有するかにより価値が変わり得る。（ASBJ）
- IASB の DP が、公正価値の差額の内訳に焦点を当てたことは、ASBJ と IASB の議論の接点になると考える。全て公正価値評価して内訳を金利や減損に分ける IASB の提案は、金利や減損の要素を各々認識し、加えて公正価値が必要であればその差額をその他包括利益に計上するというボトムアップ的なアプローチと、結果はかなり近くなる可能性がある。（ASBJ）

（2）概念 FW

① IASB/FASB の ED 及び DP に対する ASBJ コメント案の概要

ASBJ側から、5月に公表されたIASB/FASBのED「財務報告の概念フレームワーク改訂案 第1章 財務報告の目的及び第2章 意思決定に有用な財務報告情報の質的特性及び制約条件」及びDP「財務報告の概念フレームワーク改訂案に関する予備的見解 報告企業」に対するASBJのコメント案²の概要を説明した。

（a）概念 FW 改訂作業の進め方

- 既存の概念 FW との置換えは、概念 FW 全体の体系的な見直しが完了した段階で行うべきである。
- 概念 FW の見直しを伴う個別の会計基準の改訂作業は、概念 FW 自体の改訂作業と十分連携を図るべきである。

（b）財務報告の目的（及び「報告企業」の関連部分）

- 焦点を合わせる利用者を変更するならば、その必要性を、現行 FW での不都合と、期待される改善の両面から説明すべきである。焦点を合わせる利用者を拡張すれば、彼らへの公約数として提供される情報量は減少する。最終的なリスクを負担し、最も多くの情報が必要な株主に焦点を合わせることで、他の利用者の要求も基本的には満たされる。
- 焦点を合わせる利用者の拡張と会計主体観を結びつけて論じること、企業実体の公準から特定の会計主体観を導くこと誤りと考える。

² 9月26日に、ASBJからIASB宛に、当該EDに対するコメント及び当該DPに対するコメントを提出した。

- B/S の貸方を最終的に負債と資本に区分するならば、企業主体観に触れる意味はない。構成要素の定義に大きな影響を及ぼすので、企業主体観の採用を構成要素の定義の検討と無関係に決定することには弊害がある。企業主体観は、現行の資産負債アプローチと相容れず、その採用により現行の会計処理に様々な影響が出る可能性があるので、影響を考慮せずに、企業主体観の採用を決定すべきではないと考える。
- 連結財務諸表はグループ報告企業の観点から作成すべきという予備的見解に対しては、親会社株主の観点から作成すべきであると考え。
- ED は、経済的資源やその請求権に関する情報の重要性を強調するが、情報の重要性は先験的に判断可能ではなく、利用者の行動の観察により明らかになる。企業成果を示す利益情報の有用性は経験的事実に裏付けられていることを踏まえるべきである。
- 純利益は、当期の経済的資源やその請求権の変動のみに結びつけられるのではなく、別の規準（日本の概念 FW 討議資料においては「投資リスクからの解放」）を満たしたものと理解される。

（c）財務報告情報の質的特性

- 信頼性を表現の忠実性に置き換えることには反対であり、検証可能性は基本的特性に残すべきである。下位概念の変更にもかかわらず、EDにおける表現の忠実性が、現行FWの信頼性の内容の変更を意味しないというのは無理がある。
- レリバンスと信頼性／表現の忠実性の関係について、レリバンスと表現の忠実性を分離して、順次別々に適用するというEDの適用方法は不可能である。レリバンスと信頼性／表現の忠実性の関係については、従来どおりトレード・オフを認める相互依存関係を維持することで、より多くの有用な会計情報を提供が可能であり、検証可能性を基本的特性とすることが可能となる。
- 認識基準・測定基準は、レリバンスと信頼性／表現の忠実性を総合した会計情報の有用性の観点から決められるのであって、個々の質的特性や、その単なる組合せが、特定の認識基準・測定基準の選択に結びつかない。

② 意見交換の概要

引き続き行われた意見交換では、以下のような議論が行われた。

（a）概念フレームワーク改訂作業の進め方

- フェーズごとに検討するアプローチはよいが、全体が完成するまでは発効させるべきではないということか。（IASB）
- 概念FWは、全体として財務報告の目的の達成を図るための体系。検討をフェーズごとに行うことは理解できるが、全体像が見えない中で、部分的に結論を出し、現行FWを部分的に置き換えることにより、現行FWと改訂FWとが混在する状態で適用されることを懸念。フェーズ毎にコメントを求め、デュープロセスを踏んでいるから問題ないということだが、全体像がわからない中で、部分的な結論に対してコメントすることは困難であり、デュープロセスを十全に果たしたことはないと考え。（ASBJ）
- プロジェクトが長期にわたるため、改善した考え方を早く基準設定に生かし、ヒエラルキーの一部として実務に生かすため、フェーズごとに確定させ発効させることとした。

なお、FWの全体の整合性を検討するためにフェーズH「残りの論点」を設けているが、そこで全部見直すのではなく、それまでに見直すべきものは見直す。（IASB）

- ・ 全体像がわからない中では、改訂案が果たして改善といえるのかどうか自体がわからない。（ASBJ）

（b）財務報告の目的

- ・ ASBJの主張は、株主が焦点を合わせる利用者であり、他の資本提供者である貸出者やその他債権者に対する情報は、株主に対する情報に追加すればよいというものか。（IASB）
- ・ 目的と手段を分けて考える必要がある。目的として、広く資本提供者一般に役立つ情報を提供することには異論はないが、それを最もよく達成する手段が問題である。焦点を合わせる対象の範囲を広げ、その中の各クラスに焦点を合わせるべきでないことが強調されているが、焦点を合わせる範囲を広げれば、それだけ共通の情報は減少する。むしろ、現行FWのように、最も多くの情報を必要とする最終リスクの負担者たる株主に焦点を合わせ、まず株主のニーズをきちんと満たし、それでもなお不足する債権者固有の情報ニーズ等があれば、それを追加的に開示させるアプローチの方が、IASB自身が掲げている目的をよりよく達成できると考える（ASBJ）。
- ・ 焦点を合わせる利用者を拡張すれば、公約数として提供される情報量は減少するという指摘の理由や具体例を示してもらえると、より有用なコメントとなる。（IASB）

（c）財務報告情報の質的特性

- ・ 検証可能性を、表現の忠実性のサブ特性から外した理由は、完全で、中立で、重大な誤謬がなければ忠実な表現であると考えたという点に加え、現行IASBのFWのように、対象範囲が財務諸表であれば、検証可能性も表現の忠実性のサブ特性となり得るが、今回の見直しでは、概念FWの対象を、経営者による説明（MC）をも含む財務報告に広げているため、表現の忠実性があっても必ずしも検証可能でないものがあるかもしれないと考えられたためである。（IASB）
- ・ 概念FWの対象を、財務諸表から、MCを含めた財務報告に広げたため、検証可能性を基本的質的特性として維持できなくなったということだが、そのことによって、財務報告のうち、最も重要な財務諸表については、従来よりもFWの品質が低下することになっているのではないか（ASBJ）。
- ・ 信頼性を表現の忠実性に置き換えたのは、今回のEDでの説明のように、信頼性の概念が元々の意図と違う解釈がなされていたためである。つまり、信頼性を検証可能性と同義に捉えていた人が多かったからである。（IASB）
- ・ 表現の忠実性のサブ特性である「重大な誤謬がない」ことは、検証可能性がなければ、判定できないのではないか。（ASBJ）
- ・ 財務諸表には含まれない財務報告として、MCがある。例えば経営者による将来の戦略計画の説明はMCに含まれるが、経営者が現在知り得ることに基づき誤りではないものの、外部の監査人からは検証可能ではないものである。（IASB）
- ・ 重要なのは、情報が有用であるためには、レリバンスと表現の忠実性の両方を満たしていることである。適用の順序及び別個が同時に適用するかは重要ではない。ただ、レリ

バンスがない情報の表現の忠実性を判断する必要がないので、レリバンスを先に適用することが効率的であり論理的であると考えられた。（IASB）

- ・ 測定属性の候補を、レリバンス、表現の忠実性等、個々の質的特性の観点で点数をつけ、その合計点で測定属性のランク付けを行うべきではない旨の指摘は同感である。（IASB）

（d）報告企業

- ・ 報告企業フェーズでの支配概念と連結プロジェクトでの支配の定義が異なっていると理解しているが、関係をどのように整理するのか。（ASBJ）
- ・ 報告企業フェーズと連結プロジェクトで表現は異なるかもしれないが、整合性がなければならぬと考える。（IASB）
- ・ 共通支配下の企業の結合財務諸表についても、韓国・香港等では重要な問題であり、共通支配を報告企業フェーズで検討する。（IASB）

（3）退職後給付

① IASB の DP に対する ASBJ コメント案の概要

ASBJ 側から、3 月に公表された IASB の DP「IAS 第 19 号『従業員給付』」の改訂に係る予備的見解³に対する ASBJ のコメント案³の概要を説明した。

（a）給付建約定の認識及び表示

- ・ 遅延認識の廃止に関して、財政状態計算書（B/S）への即時認識は理解する。しかし、保険数理差損益や過去勤務費用を含む、現行の IAS 第 19 号の純給付建費用の基本的な測定の考え方の変更は、大きな議論をもたらすので、今回のフェーズでは、これを扱うべきではないと考える。
- ・ 理由として、①問題の解決には給付建約定の積立状況の認識で足りると考えていること、②即時認識について意思決定有用性の観点からの議論が不十分ではないかと懸念していること、③制度資産と金融商品の各々の価値の変動の会計処理は整合的にすべきことが挙げられる。さらに、権利未確定の過去勤務費用も、負債として B/S に即時認識しても、純利益で即時認識とはならず、期待運用収益の規定も変更しないことが考えられる。
- ・ 給付建費用の変動の表示については、DP のいずれのアプローチも支持しない。これは、純給付建費用とされなかった保険数理差損益や過去勤務費用は、OCI で認識され、B/S 上、OCI 累積額で認識された金額が、その後、現行 IAS 第 19 号に従って純給付建費用として認識される際に、リサイクルされるべきと考えているためである。
- ・ この対応は、SFAS 第 158 号による解決とほぼ同じであり、遅延認識の問題の大半が解決され、遅延認識項目を B/S 上計上した時点で包括利益に認識される。
- ・ むしろ IAS 第 19 号第 93D 項のようにリサイクルせずに純利益の外で保険数理差損益を認識する処理を削除すべきと考える。これは、①当該処理のように、制度資産や退職後給付債務の変動の一部を純利益から永久に除外できるならば、総合的な業績指標である純利益や 1 株当たり利益に含まれない項目が生じること、②選択肢の削減を望ましいとする IASB のスタンスとより整合するからである。

³ 9月26日に、ASBJからIASB宛に当該DPに対するコメントを提出した。

(b) 拠出ベース約定の認識及び表示

- ・ ①DP の拠出ベース約定と給付ベース約定との分類は、現行 IAS 第 19 号の確定拠出制度と確定給付制度との分類より曖昧であり、弊害が大きいこと、②拠出ベース約定の公正価値での測定は、さらなる問題点を生じさせるので、今回のフェーズではこうした問題を扱わない方がよいと考える。
- ・ DP では、給与リスクを負う約定を拠出ベース約定の定義に含めないが、「給与」が何を意味するかは各国の制度や慣習に依存すると考えられる。日本では、功労的なものである、給与の一部（例えば、基本給等）に基づいて退職金を支給する制度があり、キャッシュ・バランス・プラン（CB プラン）と機能的に同じであるものの、DP の提案によれば給付建約定に分類される。また、各勤務期間に能力や資格に応じたポイントを従業員に付与し、従業員の退職時点に、累積ポイントに基づいて退職給付を支払う制度について、給付建約定と拠出ベース約定のいずれに該当するのかが不明瞭である。
- ・ さらに、日本では、CB プランの約定リターンは原則として国債の利回りに連動しているもの又は固定リターンに限られている。こうした制度は、DP が指摘するような問題は必ずしも生じないにもかかわらず、拠出ベース約定の範囲に含まれることになり、却って弊害をもたらす。DP の予備的見解 13 で提案された測定方法は、経済的にまったく同一の約定であるにもかかわらず、給付ベース約定の負債と拠出ベース約定の負債とで異なった測定がなされるという問題を引き起こしている。

② 意見交換の概要

引き続き行われた意見交換では、以下のような議論が行われた。

(a) 給付建約定の認識及び表示

- ・ 回廊アプローチ、期待運用収益、表示の 3 つが大きな論点であるが、回廊アプローチの廃止に同意するのか。（IASB）
- ・ 日本の基準には回廊アプローチがなく、反対する必要があるという意見が多いので、コメント案に含めていない。（ASBJ）
- ・ SFAS 第 158 号と同じ処理とすべきという意見か。（IASB）
- ・ 日本では DP 等の文書が未公表なので強くは言えないが、B/S への即時認識は理解できるが、純利益への即時認識は理解できないので、SFAS 第 158 号の方向性は理解できる。2011 年の 6 月までのプロジェクトの完成を考えたときに、SFAS 第 158 号と IASB のプロジェクトとの共通点は B/S 及び包括利益で即時認識であり、そこを目指すのが現実的な解決方法と考えるし、日本でも可能であると考えている。（ASBJ）
- ・ B/S 及び OCI で即時認識した後、純利益にリサイクリングする規準は何か。IASB では、第 93D 項の議論の際にリサイクリングの規準が客観的に決定できなかった。（IASB）
- ・ コメント案には詳細に記載していないが、現行の損益計算と変えないこと、IAS 第 8 号において見積りの変更はその後の期間にわたって処理するといった点が挙げられる。OCI に計上後、純利益に計上されない会計処理は日本のシステムではありえない。（ASBJ）
- ・ コメント案に、遅延認識の方が意思決定有用性がある場合があるという記述がある。遅延認識では過去の保険数理差損益を含む恣意的な額が P/L に計上されるが、なぜ有用性

があるのか理由を知りたい。（IASB）

- ・ 遅延認識に有用性がないという実証分析と有用性があるという実証分析がある。会計情報の変動している場合に、利用者がスムージングや分解することで将来予測をするのであれば、長期の見積りが必要な退職給付債務は、利用者に代わって、会計基準がスムージングを行うことも利用者にとって役立つのかもしれない。（ASBJ）
- ・ 期待収益率については明らかに濫用がある。ディスクロージャーだけでは問題が解決できなかったのも、会計上の手当てが必要だと考える。日本では、期待運用収益率をなくすべきという議論はなかったのか。（IASB）
- ・ 日本では、期待運用収益率をなくすべきという議論はなく、今と同じやり方でよいと考える。日本では期待収益率に問題になるほど高い数字を使っていない。むしろ実際運用収益を用いることでボラティリティが高くなると将来予測に役立たないという意見が多い。（ASBJ）

（b） 拠出ベース約定の認識及び表示

- ・ 拠出ベース約定の検討を進めるべきかは意見が分かれている。スイス・オランダ・ベルギー等の国は CB プランの会計処理の検討を進めるべきという意見が強い。2011 年までの完了は難しいと思われる。日本でも CB プランが増えていると聞いているがどうか。（IASB）
- ・ 日本でも CB プランは増えているが、株価と連動するプランはとれず、国債利回りと連動するなど金利要素と連動するプランが認められている。現在日本では、このようなプランは確定給付に含まれ、PBO 計算の際には金利要素として反映することとなる。日本にはないが、株価と連動するプランでは、年金資産も株価と連動するように運用されているはずなので、年金負債を公正価値で測定することは理解できる。（ASBJ）
- ・ 日本では、積立フェーズでは確定給付、支払フェーズで CB プランとなる場合があると聞いた。日本の CB プランは、DP での拠出ベース約定の定義ではそれに含まれると考えてよいのか。（IASB）
- ・ 積立フェーズから CB プランとなる制度ももちろんある。日本の CB プランは、固定リターン又は金利に連動するリターンの約定なので、拠出ベース約定に含まれると思われる。これまで、確定給付の扱いで問題がなかったのに、拠出ベース約定とされ公正価値で評価されるほうが問題である。（ASBJ）
- ・ 同じ性質の約定は同じ効果を持たせるように、拠出ベース約定の範囲を狭めることも検討する必要があると思う。（IASB）

（4） 負債と資本の区分

① IASB の DP に対する ASBJ コメント案の概要

ASBJ 側から、2 月に公表された IASB の DP「資本の特徴を有する金融商品」に対する ASBJ のコメント案⁴の概要を説明した。

（a） 基本的な所有アプローチに対する全般的な見解

⁴ 9月5日に、ASBJからIASB宛に当該DPに対するコメントを提出した。

- ・ 残余持分権者の請求権に焦点を当てて負債と資本を区分する方法を支持し、基本的所有アプローチの見解をベースに検討を進めることに同意する。基本的所有商品で決済を要求される間接所有商品を資本から除く提案も支持する。
- ・ 日本のアプローチは、親会社の株主に焦点を当てるもので、最後の残余に対する請求権のみに焦点を当てるものではなく、基本的所有アプローチと必ずしも同じではない。しかし、株主資本の区分は、利益計算を誰の視点で行うかを明確にするものであり、基本的所有アプローチと類似する。

（b）負債に分類される無期限商品の測定

- ・ FASB の予備的見解（PV）では、基本的所有アプローチによった場合、負債に分類される無期限商品の事後の測定について見解を提示していない。我々は、基本的所有商品に含まれない無期限商品を資本に分類することで、事後の測定の問題が回避される可能性がある点を指摘できると考えている。

（c）概念 FW プロジェクト、財務諸表の表示プロジェクトとの整合性

- ・ 負債と資本の区分の検討は、個別基準のレベルを超える問題を扱っている。方向性が固まった段階で、概念 FW プロジェクトや財務諸表の表示プロジェクトと整合性を取りながら、負債と資本プロジェクトを進めるべきである。

（d）ソルベンシーに関する情報の表示

- ・ ソルベンシー関係に関する情報も広く利用され重要と考えられるので、例えば特別な表示や配列方法、注記等でソルベンシー関係を明示する工夫が必要と考える。なお財務諸表の表示プロジェクトとの関連も考慮すべきである。

② 意見交換の概要

引き続き行われた意見交換では、以下のような議論が行われた。

（a）基本的所有アプローチに対する全般的な見解

- ・ FASB の PV に対して、多くの回答者が指摘した主要な問題が、連結財務諸表における子会社の発行した基本的所有商品の取扱いである。この点についてはどうか。（IASB）
- ・ 子会社が発行した基本的所有商品を連結財務諸表の観点から見直した場合、通常は、基本的所有商品の特徴を満たさないと思われる。しかし、PV の記述を考慮すると、FASB の意図としては、これらを連結財務諸表上も基本的所有商品として維持したいと思われる。このため、基本的所有商品を定める記述を連結も含めた観点からの見直しが必要と考える。また、子会社の基本的所有商品が、連結の観点でも基本的所有商品になっても、子会社の基本的所有商品は子会社の資産にのみ請求権をもち、親会社の基本的所有商品と性質は異なるので、連結財務諸表の資本では両者を区別して示すべきである。（ASBJ）
- ・ ASBJ では基本的所有アプローチ以外のアプローチを検討したか。（IASB）
- ・ 期待結果再評価（REO）アプローチは、PV にもある通り複雑と思われたので、当初から検討の俎上に載せていない。所有決済アプローチは、現行の IFRS に似ているが、今の日本の資本の考え方と異なる部分があるので、この方向性をとっていない。基本的所有

アプローチから修正を行う方が、日本のアプローチに近いことでそれをベースとした検討を支持できる。（ASBJ）

- ASBJ は、基本的所有アプローチで、基本的所有商品で決済を要求される間接所有商品を資本から除く提案を支持しているが、それらを公正価値で再測定し損益に反映することが適切でない場合もあると記述している。どのように測定するのがよいのか。（IASB）
- 資本から除く提案を支持した理由は、当該商品が資本と負債の区分の複雑性を増加させた原因の１つと考えられる点、当該商品の保有者が企業の所有者ではない点からである。ただし、負債に区分されたからといって直ちに公正価値で再測定とはならず、当該負債に適切な測定値を考えるべきと考える。（ASBJ）
- 基本的所有アプローチの下では、ストック・オプションの会計が大きく変更されることになると思われるが、その点は検討したか。（IASB）
- FASB の懸念は認識しているが、追加の検討はしていない。負債に区分された場合でも、必ずしも直ちに公正価値で再測定とはならないという考えがある。（ASBJ）
- 負債と資本は MOU に含まれ、現在 FASB 主導で進められている。2011 年に向けて FASB とどのように調整を図るのか。（ASBJ）
- ED からは IASB も能動的に関与する。10 月の合同会議では、2011 年に向けた作業計画が示され、両ボードが今後検討するアプローチを決定することを求める。この分野は、IFRS よりは米国会計基準の問題である。IAS 第 32 号は問題があっても機能しており、IAS 第 32 号のアプローチがよいという関係者の意見もある。事例の検討を踏まえると、基本的所有アプローチでも所有決済アプローチでもさらなる改善が必要であるが、IAS 第 32 号も含めた 3 つが検討のベースとなる現在の代替的な可能性である。（IASB）
- IAS 第 32 号の改訂でも分かるように、協同組合等の償還可能基本的所有商品の問題は重要である。基本的所有アプローチであっても所有決済アプローチであっても、必ずしも対応しておらず、十分な検討が必要である。（IASB）
- FASB の PV は、償還可能な商品のうちどのようなものが基本的所有商品に該当するかを述べており、協同組合等の懸念に対処したと認識していたが、その理解は誤りか。（ASBJ）
- 一応の対処は行っているが、該当する記述が機能しない協同組合等がある。FASB では、IAS 第 32 号のプッタブル金融商品の改訂も踏まえ、修正を検討している。（IASB）

（b）負債に分類される無期限商品の測定

- FASB では基本的所有アプローチにおいて、経済的強制の問題により、最終的にその他無期限商品を資本から負債への区分に変更した。経済的強制は IAS 第 32 号でも難しい問題である。（IASB）
- 難しい問題であると認識しているが、我が国では株式の発行を巡る状況が必ずしも同じでないため、この問題を FASB ほどには深刻に考えていない。なお、ASBJ のコメント案では金融商品の分類に影響し得る契約条件に表されない要因として、時間の経過に伴い増額する配当条項付の永久（配当）優先株式に関する経済的強制を挙げており、この問題を、実質を考慮して取り扱う可能性をコメントしている。（ASBJ）

（c）概念 FW プロジェクト、財務諸表の表示プロジェクトとの整合性

- ・ 概念 FW プロジェクトや財務諸表の表示プロジェクトと重なる部分があり、最終的には整合的になるように努力している。本プロジェクトでは、現在資本を残余としており、負債との間でギャップが生まれないようにしなければならない。（IASB）

（5）IASB の活動のアップデート

① 8 月に公表された作業計画について

IASB 側から、8 月 14 日に公表された作業計画（付録参照）について、新基準及び主要プロジェクトを中心に説明があった。また、9 月 11 日に、2006 年 2 月に公表された FASB との覚書（MOU）のアップデート版を公表することも述べられた⁵。

- ・ 共通支配下取引は、昨年末にアジェンダに加えたが、スタッフが連結プロジェクトに関与しているため、一時的に中断している。再開は、来年第 1 四半期の予定である。
- ・ 連結は、信用危機の問題もあり、年末までに ED の公表を予定している。スタッフで作業ドラフトを作成し、主要な銀行及び監査法人、今週の NSS 会議、WSS 会議、ASBJ スタッフとの会議及び来週の Round Table で、作業ドラフトを提示して議論する。
- ・ 認識の中止は、スタッフで作業中であるが、10 月の IASB/FASB 合同会議で取り上げられる予定である。
- ・ 排出権は、MOU には含まれていないが、スタッフは作業中である。他のプロジェクトが優先される可能性があるが、欧州で問題であることは事実である。関連して、政府補助金はなるべく後回しにする。
- ・ 公正価値測定は、SFAS 第 157 号を基礎として検討を行っており、来年の第 1 四半期に ED を公表予定である。また、もはや活発でなくなった市場における金融商品の公正価値評価を議論するために専門家パネルを設置し、まもなく報告書案⁶が公表される。
- ・ 財務諸表の表示は重要なプロジェクトであり、今月末までに DP を公表予定である。フィールドテストを DP 公表後に予定していることもあり、非常にタイトである。
- ・ プライベート企業のための IFRS は、早く完成させる。なお、南アフリカでは IASB の ED が基準として適用されている。
- ・ 法人所得税は、FASB との短期コンバージェンス・プロジェクトである。IASB では、IAS 第 12 号をコンバージェンスさせる ED を第 4 四半期に公表予定である。FASB では、まだ議論中であるが、IASB の ED をそのまま FASB の ED として公表する可能性もある。
- ・ 保険については、2011 年完成を目標としているが難しいかもしれない。業界からフィールドテストの要請があるが、全面的なものは難しいので、部分的なフィールドテストやフィールドビジットを活用することを検討している。
- ・ リースは、オペレーティングとファイナンスの区分をやめるようにアプローチが変更される。計画を達成するためには、年内に DP の公表が必要である。
- ・ 負債（IAS 第 37 号改訂）では、測定が最も大きな論点となっている。2010 年完成を目標としているが難しいかもしれない。
- ・ 収益認識の目標は、単一モデルによる IAS 第 18 号の置換えである。履行債務の測定は、

⁵ 公表された MOU の和訳は、[ASBJ のウェブサイト](#)に掲載している。

⁶ 9 月 16 日に、IASB から[専門家パネルの報告書案](#)が公表されている。

顧客対価モデルを暫定合意した。9月のボード会議で、どのような場合に履行義務を再測定するかを議論する予定である。年内にDP公表の予定である。

② 意見交換の概要

引き続き行われた意見交換では、以下のような議論が行われた。

- ・ 連結の開示の範囲の決定に「重要な関与」の概念を導入しているが、IAS第28号「持分法」での「重要な影響」との関係はどうか。（ASBJ）
- ・ 「重要な関与」が広義であり、「重要な影響」という概念及び持分法の処理を廃止するかどうかも含め、IAS第28号への影響を検討中である。ジョイント・ベンチャーについては、持分法は維持される。（IASB）
- ・ 日本では持分法を廃止することは反対である。支配していないが戦略的な投資である場合には、少なくとも公正価値評価はなじまない。（ASBJ）
- ・ 公正価値測定について、SFAS第157号では公正価値を出口価値として定義し、ヒエラルキー別の開示を求めているが、そのまま取り入れるのか。（ASBJ）
- ・ ボードメンバーの多くは、入口価値も公正価値であると考えている。また、IFRS第7号を改訂し、公正価値ヒエラルキーについて導入することを検討する。（IASB）
- ・ IFRS第7号は金融商品のみが対象であるのに対し、SFAS第157号は非金融商品も対象である。IFRS第7号の改訂は暫定的なものか。（ASBJ）
- ・ 非金融商品の公正価値の開示規定に関する点は、チームにフィードバックする。（IASB）
- ・ 財務諸表の表示の注目は、直接法によるキャッシュ・フロー計算書に移ってきた。実務上適用可能かという問題もあるが、調整表を伴わずに独立した計算書としてのコンセプトが明確かどうか疑問である。（ASBJ）
- ・ DPでは詳細な点は取り扱われず、概念的に直接法に移行できるかという点が記述される。直接法をすでに採用している地域もあり、実務への適用の経験がある。（IASB）
- ・ リースの区分について、米国会計基準と異なり、IAS第17号は数値基準がないため乱用に対処できるのではないか。また、リースのプロジェクトでは借手のみを改訂の対象としているが、貸手の処理をいつ整合的にするのか。（ASBJ）
- ・ IFRSの下でも実務ガイダンスとして、結果的に米国会計基準の数値基準が利用されている。リースの貸手の処理については収益認識と結びついており時間がかかるので、借手を優先する。（IASB）
- ・ 収益認識プロジェクトについて、双務契約のみが対象であり、金融投資の変動による収益認識は対象外となっているが、どのように取り扱うのか。（ASBJ）
- ・ 収益認識プロジェクトは、顧客との契約に焦点を当てており、契約を伴わない収益の測定は対象としていない。（IASB）
- ・ 概念プロジェクトについて、フェーズA「目的及び質的特性」以外のフェーズB「構成要素、認識」、C「測定」、D「報告企業」が、未定（TBD）となっている背景は何か。また、基準プロジェクトでも、概念フレームワークの改訂に係る論点が議論されているが、整合性を取っているのか。（ASBJ）
- ・ 概念プロジェクトの進捗が期待ほど進んでいないので、加速化できるよう検討中である。指摘のとおり、概念フレームワークと基準の双方のプロジェクトとの整合性に留意して

いる。（IASB）

- ・ ASBJ で欧州での開発費の資産計上の適用について調査⁷したところ、バラツキがあった。この論点を IASB で取り上げる予定はないのか。日本のアナリストにこの調査を示したところ、適用状況がよくないという意見が圧倒的多数であった。（ASBJ）
- ・ IAS 第 38 号は、作成者に判断の余地があり、古い基準であるので改善の余地はあるが、2007 年 12 月に無形資産については優先度が高くないと判断され、議題に取り上げられなかった。この分野に取り組むには IASB にはリソースがないので、ぜひ各国設定主体（NSS）⁸で実施してほしい。（IASB）

（6）ASBJ の活動のアップデート

① ASBJ の活動のアップデートの説明

（a）2007 年 12 月公表のプロジェクト計画表の進捗状況

ASBJ 側から、昨年 12 月公表のプロジェクト計画表の進捗状況について説明を行った⁹。

- ・ 「1. EU 同等性評価に関する短期項目」は、計画表通り検討を進めている。持分プーリング法の廃止を含む企業結合（STEP1）、企業結合により取得した仕掛研究開発、投資不動産の時価開示については、12 月までに最終基準を公表するよう取り組んでいる。
- ・ 短期項目のうち、固定資産の減損と自社開発費は、IFRS と米国会計基準の会計処理が異なるため、IASB と FASB との今後の動向を踏まえて検討することとしている。
- ・ 「2. 既存の差異に関連するプロジェクト項目（中期）」について、セグメント情報は 3 月にマネジメント・アプローチを導入する形で基準を公表し、遡及修正については、一定の方向性を示した DP を 6 月に公表し、来年に ED 及び最終基準の公表を予定している。

（b）IASB の作業計画を踏まえた継続的なコンバージェンスへの取り組み

ASBJ 側から、9 月中に公表予定のプロジェクト計画表の更新案¹⁰について説明を行った。

- ・ 「2. 既存の差異に関連するプロジェクト項目（中期）」に、無形資産と廃止事業を追加した。
- ・ 「3. IASB/FASB の MOU に関連するプロジェクト項目（中長期）」は、公正価値ガイダンス、退職給付、リースを加え、中期項目の企業結合を含め 9 項目を明示した。昨年の東京合意に基づき、IASB での検討に合わせ、ASBJ では各専門委員会で検討する。
- ・ コンバージェンスの取り組み状況を広範に示すため、「4. IASB/FASB の MOU 以外の IASB での検討項目に関連するプロジェクト項目（中長期）」を追加した。該当するプロジェクトは、1 株当たり利益、引当金、保険を予定している。

② 意見交換の概要

⁷ ASBJ から、「社内発生開発費の IFRS のもとにおける開示の実態調査」として公表した。

⁸ オーストラリア AASB が実施していた無形資産のリサーチ・プロジェクトの成果として DP が公表される予定である。また、本 DP は ASBJ の実態調査を参照することが予定されている。

⁹ 8 月 1 日現在のプロジェクト計画表の進捗状況については、ASBJ Newsletter 第 4 号を参照いただきたい。

¹⁰ 9 月 19 日に ASBJ から、更新したプロジェクト計画表を公表した。

引き続き行われた意見交換では、以下のような議論が行われた。

- ・ 米国会計基準では棚卸資産の後入先出法が認められているため、将来 IFRS を採用する際に大きな問題となると思われるが、IASB 側で把握していることはあるか。(ASBJ)
- ・ 米国の内国歳入庁と面会した際には、税務面での検討を行うとのことであった。(IASB)
- ・ 投資不動産の時価開示に関して、日本では IAS 第 40 号における原価モデルを採用することとなるが、公正価値モデルを採用しない理由は何か。IFRS の採用の際には、選択肢はすべて認められるべきという圧力がかかることが予想される。また、米国の不動産業界では公正価値モデルの選択肢のニーズがあり、利用者は公正価値に情報価値があるという意見であった。(IASB)
- ・ 投資の性格を踏まえると原価モデルの採用が望ましいと考える。また日本では公正価値モデルのニーズを把握していない。IAS 第 40 号では投資不動産の会計処理に原価モデルと公正価値モデルが選択可能であるが、見直す予定はあるか。(ASBJ)
- ・ 2003 年の IFRS の改善プロジェクトの際には、IAS 第 40 号は適用後すぐであったため、IAS 第 40 号の選択肢は見直さないことを決定した。(IASB)
- ・ 固定資産の減損は、IASB、FASB とともに 2011 年までの 3 年間はプロジェクトを行う予定はなく、当面 IAS 第 36 号が残る状況である。ASBJ では IASB と FASB との今後の動向を踏まえて検討するとされているが、どのように取り扱うのか。米国では減損の判定に割引前キャッシュ・フローを使用する点の改訂は難しいので手をつけず、将来米国で IFRS を採用する際には、IAS 第 36 号をそのまま採用することになると理解している。(IASB)
- ・ 日本の基準は、減損の判定に割引前キャッシュ・フローを使用することと減損の戻入れをしないことは SFAS 第 144 号と同じで、使用価値を減損の測定に用いる点は IAS 第 36 号と同じであり、プロジェクトを進めにくいことは同じである。(ASBJ)
- ・ 米国 SEC の発表のあとに、FASB も今後何か発表しなければならないと思われるので、FASB が減損についてどのような立場を取るかを待ってみたいかどうか。(IASB)

(7) 今後の協力体制について

① ASBJ/IASB の連携の強化

以下の点について合意がなされた。

- ・ ボードメンバーによる定期協議は、従来どおり年 2 回（東京・ロンドン）を継続する。
- ・ プロジェクトごとの担当者での連携強化は、ディレクターが窓口となり、メールやテレビ会議システムを活用、まず連結を含めた 2、3 の優先するプロジェクトについて運用する。
- ・ ASBJ から IASB への常駐のスタッフの派遣は、1 名増員して 2 名とする。また、出張ベースでの IASB プロジェクトに参加する ASBJ スタッフも、1 名増員して 2 名とする。参加するプロジェクトは、IASB での面接も踏まえ今後決定する。

② IASB の DP 及び ED の邦訳に関する問題

IASB から公表された DP 及び ED に関して、ASBJ では、コメント案の作成や関係者の理解のために邦訳を作成する場合があるが、当該邦訳の公表の取決めは現在のところない。また今後、ASBJ の DP の公表において、IASB の DP 及び ED の邦訳を組み込んだ形での公表が

想定される場合がある。

これらの IASB の DP 及び ED の邦訳に関する問題に関して、国際会計基準財団（IASCF）の著作権の担当者と以下の点について合意した。なお、詳細は別途書簡にて確認する。

- IASB の DP 及び ED の邦訳を ASBJ のウェブサイトに掲載する場合には、同時に IASB のウェブサイトにも同時に掲載する。
- ASBJ の DP に、IASB の DP 及び ED の邦訳を組み込んだ形での公表は可能である。

５．次回の予定

2009 年 3 月に東京で開催する予定である。

以 上

IASB作業計画(2008年8月14日時点)

以下のタイムテーブルは、文書の公表日についての、現在の最善の予測である。発効日の設定の際にボードはすべての関連する要因を検討するが、改IASBは、作業計画が2010年及び2011年にいくつかのプロジェクトの完成を予定していることを認識している、IASBは、IFRSを適用する企業が整然と新しい要求に移行できることを助けるため、発行日をずらすことを考える予定である。

また、IASBは、結論に至る前に関係者との協議を含む確立されたデュー・プロセスと首尾一貫した方法でこれらの作業を行っていく必要性を認識している。そのため、完成の日程はプロジェクトの進展を通じて受領するインプットによって変更される可能性がある。

現在コメント募集中の文書は、Open to Commentのページにて閲覧が可能である。: <http://www.iasb.org/Open+to+Comment>

	直近に公表された文書	公表予定日					最終文書の公表予定	IASB-FASBの協力	
		2008 Q3	2008 Q4	2009 H1	2009 H2	2010		MOU 注1	共同 注2
アクティブ・アジェンダ									
新基準及び主要プロジェクト									
共通支配下の取引							TBD		
連結			ED			IFRS		✓	✓
認識の中止			ED			IFRS	TBD	✓	✓
排出権取引					ED	IFRS			✓
公正価値測定ガイダンス	DP			ED		IFRS		✓	
財務諸表の表示		DP				ED	2011	✓	✓
政府補助金等（注3）							TBD		
プライベート企業のためのIFRS	ED			IFRS					
法人所得税			ED			IFRS		✓	✓
保険契約	DP				ED		2011		
リース			DP			ED	2011	✓	✓
負債（注4）	ED					IFRS			
資本の特徴を有する金融商品	DP				ED		2011	✓	✓
経営者による説明	DP		ED		CG				
退職後給付（年金を含む）	DP				ED		2011	✓	
収益認識			DP		ED		2011	✓	✓
基準の改訂									
年次改善	ED			IFRS					
一株当たり利益－短期コンバージェンス（IAS33）	ED				IFRS				✓
IFRSの初度適用（IFRS 1）：追加の免除規定		ED			IFRS				
ジョイント・ベンチャー	ED			IFRS				✓	
売却目的で保有する非流動資産及び廃止事業		ED		IFRS					✓
関連当事者開示（IAS 24）	ED		IFRS						
株式報酬：グループ企業による現金決済型の株式	ED			IFRS					
概念フレームワーク（注5）									
・フェーズA 目的及び質的特性	ED			Final chapter					✓
・フェーズB 構成要素、認識					DP	ED	TBD		✓
・フェーズC 測定				DP		ED	TBD		✓
・フェーズD 報告企業	DP				ED		TBD		✓
・フェーズE 表示及び開示									✓
・フェーズF 目的（purpose）及び地位									✓
・フェーズG 非営利企業に対する適用									✓
・フェーズH 残りの論点									✓
リサーチ									
採掘産業			DP				TBD		
金融商品（現在の基準の置替え）	DP		AD				TBD	✓	✓
無形資産（注6）							TBD		
略語について：									
AD	アジェンダ決定（当該トピックのアクティブ・アジェンダへの追加）								
CG	ガイダンスの完成								
DP	ディスカッションペーパー								
ED	公開草案								
IFRS	国際財務報告基準								
TBD	未定								
注：									
1	このプロジェクトは、FASBとIASBが基準設定のコンバージェンスを示すために達成することを合意したマイルストーンが示されている覚書（MoU）								
2	プロジェクトは、FASBとの共同プロジェクトとして行われている。「ジョイント・ベンチャー」及び「退職後給付」は、FASBでは取り組んではいないもの								
3	このプロジェクトの作業は、一時停止されている。								
4	「負債」プロジェクトは、IAS第37号の修正案を取り扱う。								
5	IASBとFASBは、プロジェクトの個々のフェーズが完了次第、その概念フレームワークの各章を改訂する。								
6	2007年12月、IASBは本プロジェクトをアクティブ・アジェンダに追加しないことを決定した。								